

## 北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象となる対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

種 目	対 象 経 費	補 助 金 額
分析調査事業	補助対象建築物について、分析調査事業に要する経費で分析による調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う費用。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。	対象経費の額。ただし、250,000円を限度とする。 (1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)
除去等事業	補助対象建築物について、除去等事業に要する経費でアスベストの除去等を行う施工業者（以下「施工者」という。）に対して支払う費用。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,200,000円を限度とし、分析調査事業で補助金を受けた場合はその額を控除する。 (1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)

### (交付の申請)

第4条 要綱第6条第1項に規定する北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第1号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かる書類
- 二 申請に係る補助対象建築物の建築年月日及び用途を明らかにする書類。ただし、前号の書類で建築年月日及び用途が明らかになる場合は不要
- 三 補助対象建築物となる建築物の全景、対象部位・状況等が確認できる写真
- 四 補助対象建築物を特定できる図面（付近見取り図、簡易な平面図等）
- 五 納税証明書（申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたもの）の写し
- 六 アスベスト分析調査事業に係る対象経費の見積書の写し及び分析機関が作成した調査仕様書
- 七 調査を建築物石綿含有建材調査者が実施したことが確認できる書類
- 八 前号の調査を実施した者が、建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類
- 九 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 要綱第6条第2項に規定する北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書（除去等事業）（様式第2号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同一年度に前項の分析調査事業に係る申請をした場合には、第一号に掲げる書類の添付を省略する

ことができる。

- 一 前項第一号から第七号に掲げる書類
- 二 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- 三 施工者の工事仕様書（建築物石綿含有建材調査者が策定した実施計画を含む）、工程表及び見積書
- 四 前号の実施計画を策定した者が、建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類
- 五 施工者に石綿作業主任者がいることを証明する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助事業の変更）

第5条 要綱第9条第1項に規定する軽微なものとは、事業内容の変更を伴わないもので、補助金の額に変更を生じないものとする。

- 2 前項の軽微な変更が生じる場合は、すみやかに軽微な変更届（様式第17号）を市長に届け出なければならない。

（完了実績報告）

第6条 要綱第11条第1項に規定する北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了実績報告書（分析調査事業）（様式第9号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 分析機関が発行した分析調査結果報告書等
  - 二 分析調査の発注を明らかにする契約書や注文書等の写し
  - 三 分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し
  - 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 要綱第11条第2項に規定する北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了実績報告書（除去等事業）（様式第10号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。
    - 一 施工者が発行したアスベスト除去等事業結果報告書
    - 二 除去作業等の発注を明らかにする契約書や注文書等の写し
    - 三 除去等事業に関する関係法令の届出書等の写し
    - 四 施工者に費用を支払ったことを証する領収書の写し
    - 五 施工写真
    - 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（代理受領）

第7条 補助金交付申請者は、補助対象事業の補助金の請求及び受領を分析機関または施工者（以下、「施工業者等」という。）に委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、代理受領予定届（以下、「予定届」という。）により、市長に届け出なければならない。

- 2 補助金交付申請者は、代理受領の中止を行うときは、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領中止届により、市長に届け出なければならない。
- 3 補助金交付申請者は、別に定める代理受領に係る委任状（以下、「代理受領委任状」という。）を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を施工業者等に委任することができる。
- 4 代理受領委任状により補助金交付申請者の委任を受けた施工業者等（以下、「代理受領者」という。）は、別に定める代理受領に係る補助金交付請求書（以下、「代理受領補助金交付請求書」という。）により、市長に補助金の交付を請求することができる。
- 5 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 実施した事業に係る補助事業者宛ての請求書

(2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

6 市長は、代理受領補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を代理受領者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第8条 市長は、補助金交付申請者又は代理受領者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

- 一 補助金の交付決定を取り消した場合
- 二 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- 三 法令又はこの要綱に違反した場合
- 四 その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

(規定の準用)

第9条 予定届の提出があった場合、代理受領に関して、要綱第13条、要綱第14条、要綱第15条及び要綱第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは、「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金交付請求書」と読み替える。

(様式)

第10条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別記様式
第6条第1項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書（分析調査事業）	様式第1号
第6条第2項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請書（除去等事業）	様式第2号
第6条第3項	補助金交付申請同意書	様式第20号
第6条第4項	紛争等が生じた場合の誓約書	様式第21号
第7条第1項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付決定通知書	様式第3号
第7条第3項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金不交付決定通知書	様式第4号
第8条	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付申請取下げ届	様式第5号
第9条第1項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付変更申請書	様式第6号
第9条第2項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付変更通知書	様式第7号
第10条	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業事故報告書	様式第8号
第11条第1項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了実績報告書（分析調査事業）	様式第9号
第11条第12項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業完了実績報告書（除去等事業）	様式第10号
第12条	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金額確定通知書	様式第11号
第13条第1項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付請求書	様式第12号

第 14 条第 3 項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業 補助金交付決定取消通知書	様式第 13 号
第 15 条第 2 項	北九州市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業 補助金返還命令書	様式第 14 号
第 4 条	市内事業者と請負契約等ができない理由書	様式第 26 号

2 この要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 領	名 称	別記様式
第 5 条	軽微な変更届	様式第 17 号
第 7 条第 2 項	代理受領中止届	様式第 23 号
第 7 条第 3 項	代理受領委任状	様式第 24 号
第 7 条第 4 項	代理受領補助金交付請求書	様式第 25 号

附 則

1 この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 20 年 12 月 15 日改正）

1 この改正は、平成 20 年 12 月 15 日から実施する。

附 則（平成 21 年 7 月 3 日改正）

1 この改正は、平成 21 年 7 月 3 日から実施する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日改正）

1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正）

1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 27 年 9 月 11 日改正）

1 この改正は、平成 27 年 9 月 11 日から実施する。

附 則（平成 28 年 5 月 25 日改正）

1 この改正は、平成 28 年 5 月 25 日から実施する。

附 則（平成 30 年 9 月 14 日改正）

1 この改正は、平成 31 年 9 月 14 日から実施する。

附 則（令和元年年 5 月 1 日改正）

1 この改正は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年年 4 月 1 日改正）

1 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。